

平成25年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会
会議録

日 時：平成26年2月20日（木） 午後2時～午後4時

場 所：府中市役所北庁舎3階第3会議室

出席者：（敬称略）

- < 委 員 > 上村好美、石見龍也、秋山元、真鍋美一、女鹿美穂子、
鴨澤真広、河井文、山本博美、野村忠良、山内正、犬飼知子、
播磨あかね、小池努、諸隈一成、瀬川裕之、見ル野一太
< 事務局 > 障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、
給付係長、援護担当主査、精神保健担当主査、事務職員

傍聴者：2人

議 事：1 前回会議録の確認について

2 報告事項

（1）運営会議からの中間報告

（2）ツール検討部会からの最終報告

（3）相談支援部会からの中間報告

3 協議事項

平成26年4月以降の地域自立支援協議会の役割について

4 その他

- 資 料：資料1 平成25年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会
会議録（案）
資料2 平成25年度ツール検討部会最終報告
資料3 平成25年度相談支援部会中間報告
資料4 平成26年度 専門部会（案）
参 考 会議室予約状況
平成25年度版 東京都内の地域自立支援協議会の動向

開会

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきまことにありがとうございます。ただいまより平成25年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を始めさせていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の机上に配付しておりますのが、「本日の次第」、資料3「平成25年度相談支援部会中間報告」、資料4「平成26年度 専門部会(案)」「平成25年度版 東京都内の地域自立支援協議会の動向」でございます。それから、事前に郵送させていただきましたのが、資料1「平成25年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録(案)」、資料2「平成25年度ツール検討部会最終報告」、参考といたしまして「会議室の予約状況」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

なお、本日は、崎尾委員、古寺委員から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、議事に入ります。ここからは、進行を会長をお願いいたします。

会長、お願いいたします。

会長

皆様こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。平成25年度第3回府中市障害者等地域自立支援協議会を始めさせていただきます。では、議事に入ります前に、会議の公開に当たって、傍聴人の方に入場していただきたいと思っております。本日は傍聴希望の方がいらっしゃるようなので、よろしく申し上げます。

(傍聴人入室)

1 前回会議録の確認

会長

それでは、始めさせていただきます。

初めに、議題の1番、前回会議録の確認について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1についてご説明いたします。本協議会「第2回会議の会議録(案)」でございます。

内容については記載のとおりで、この内容でよろしければ、通常どおり会議録の公

開を予定しております。ご確認をよろしくお願いいたします。
以上です。

会長

資料1、前回の協議会の会議録ですが、こちらは事前に配付しておりますので、皆さんお目通しいただけたかと思いますが、どこか修正するところがあれば伺いたと思います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

会長

特によろしいでしょうか。

それでは、このまま公開の手続に入っていただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 運営会議からの中間報告

会長

続きまして、議題2番、報告事項に進みます。

第1番目で運営会議からの中間報告ということになっております。よろしくお願ひします。

委員

運営会議からの報告ということで、お手元の資料4をご覧いただければと思います。下の協議事項の資料4とはちょっと違うのかどうか分からないですが、資料4と書かれているものを見ていただければと思います。

これは使ってはいけませんか。この上だけですかね。

ごめんなさい、資料4はまた後で使うそうなので、この間の運営会議の中間報告ということで、口頭ですみませんが、させていただきたいと思います。

それぞれのツール検討部会とか相談支援部会がこの間、毎月1回ぐらいのペースで行われていたのかなというところで、事務局のほうと運営会議のメンバーでその報告を受けておりました。

前回の全体会の際にツール検討部会のほうはもうそろそろ終わりだということでお話はあったのですが、相談支援部会のほうはまだまだ検討事項があって、あと、全体会のところで会長からもご指導いただいている部分を相談支援部会で議論したものを運営会議で報告を受けているという状況です。

前回の運営会議のときには、後にある協議事項のところもちょっと検討させていただいていますので、その辺は後にお話をさせていただきたいと思いますので、今のところは以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいまの運営会議からの中間報告、資料がちょっとお手元になくて口頭の報告ということなのですが、ご質問、ご意見等ありましたら伺いたいと思います。

質問というか、各専門部会からの報告を受けて、その進捗状況の確認をされていたというようなご報告でした。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(2) ツール検討部会からの最終報告

会長

それでは、報告事項の2番、ツール検討部会からの、こちらは最終報告ということになりますので、部会長、よろしく願いいたします。

委員

では、資料の2番をご覧ください。ツール検討部会では、11月の全体会で中間報告を出した後、部会としては12月に1回開催しただけです。中間報告の時点で、皆様からご指摘いただいた箇所の修正と、そのほか幾つかの点を修正しました。

まず1つ、ファイルの名称については、中間報告の時点で「ちゅうファイル」にすることについてご意見がなかったもので、このまま「ちゅうファイル」という名前で決定させていただきました。

資料の裏面ですね。あとファイルの内容については、細かい修正点はたくさんあるのですが、ちょっと主なものだけ今回載せています。この資料に続けて新しい「ちゅうファイル」がお手元にあると思いますので、ご覧いただきながらでもいいのですが、前回、通し番号が英字で振ってあったのですが、それがあると全部のページを書かなければいけないと思ってしまう方が多いようだったので、基本のシートと追加のシートというふうにファイルの名前を分けまして、基本のシートの1番だったり、追加のシートのほうはアルファベットでAの何番とかというふうに、通し番号ではなく記号という形に修正しております。

そのほか、各シートの修正点としましては、大きな変更点だけ3点上げています。

まず、小学校時代を小学校1年生から3年生までと4年生から6年生までに分けています。こちらはファイルでいうと基本シートの7番目になります。前回までは6年間分が1シートになっていたのですが、低学年、高学年と2シートに分けているというところと、そこに通級学級の利用についての欄を追加しております。

それから、一般就労のシートですが、これは、追加Aの3番というシートになりますので、真ん中辺ですか、追加Aの3のシートになるのですが失礼しました、追加Aの2でした。一般就労のところの就労支援機関について書く欄を追加し

ています。職場の支援者について書く欄を追加しています。

それと、3点目は、家系図に父方の祖父母の を追加ということで、追加シートのKの2番、かなり後ろのほうになりますが、記入2番のところですけども、父方の祖父母の記入見本がなかったということで追加しています。

大きな変更点はその3点だけで、ほかは細かい語句の修正などをしております。

それから、記入例の作成ですけども、対象者の障害の種類であったり年齢であったりということが幅広いために、すべての利用者を想定した記入例の作成が難しいということと、比較的記入についての指示が多く書きやすいだろうということから、現時点では記入例の作成しないことにいたしました。ただし、基本シート3番の対人関係マップのみ記入例をつけております。記入例を作成しないかわりに、説明会等の実施をしていく中で上がってきた質問が多いものについては、必要に応じて追加できるようにつくっていくことになりました。

それから、4点目、パンフレットについてですけども、前回、中間報告の時点で報告した修正点を修正しております。その他、著作権の関係のキャラクターとか写真とかデザインについては、市のほうに一任することにいたしました。

また、配布場所についても、基本的には行政機関を中心に置いていただくのですが、そちらへの依頼も市の担当者をお願いすることにいたしました。また、特別支援学校への依頼も、市の担当者より教育委員会を通してお願いすることにいたしました。

前回、中間報告になかった点ですけども、パンフレットだけではなくて、できればポスターも作成し、同じように配布をしていきたいと思っております。

最後、5点目ですけども、説明会については、日程、会場等は、市の担当者に調整をお願いすることにいたしました。また、み～などで開催される講習会などの企画として取り上げてもらうことも、お願いできるということになりました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

一応私もツール検討部会に入っております、事前に原版を送ってもらって、うちの子供の分をつくりました。このファイルにあわせて、あとは補装具の決定通知書であるとか年金の振込通知書であるとか、あと健康診断の記録であるとか、そういうものも合わせて今1冊のファイルに、これぐらいのボリュームですけどもなっています。

一応ちょっとばらばらと見ていただければいいかと思っておりますけれども、感想として、やはりデータであると枠とかも自分で変えられるので非常に書きやすいということと、前に下書きしたときは全部紙媒体に記入していったので結構大変だったのでですけども、それを打ち込むだけでできるので、訂正も非常に楽かなと。いろいろなど

ころに今まで散らばっていた補装具の通知書とか、いろいろな書類とか手当の決定通知書、そういったものが一応一括して全部おさめられるような感じになっているので、私自身の感想としては、いろいろな子供に関する資料などがとてもまとめやすいなと思いました。

ただ、打っていて、こちらの作業所は子供が通所している先なのですけれども、書く機会が結構何回もありましたね。日中活動の場であったり、いろいろな連絡機関であったり何かそういうので、割と同じことを書くんだなと思いました。ただ、説明にもあったように、必要なページだけ記載してくださいということを言っているので、そういうことで周知徹底すれば、それほど過度な負担にはならないのかなとは思いました。ちょっと見ていただければいいかなと思います。

今後、これを市のほうにこの後はお願いして配布等の手続きをとっていただくのですが、例えば、その書き方の説明会等がある場合には、多分、障害者団体の皆様は会員の方に周知徹底をお願いするとか、やはり協議会の皆様にもぜひこれを、当事者はきちんと書けるように、事業者の方には利用していただくように周知徹底のご協力をこれからもお願いしたいとは思っています。

ちょっと見ながらですが、続けさせていただきます。

何かこのファイルに関してご質問。

委員

今日いただいた資料の一番おしまいから4枚めくっていただきますと、追加のJ-4で、上の見出しがあって、「保護者の願い」というのでそこで「おや？」と思うことがあるのですけれども、「子どもの年齢」ということから始まりまして、「健康について」とあると、「あれ、これは保護者の健康についてかな、子供の健康についてかな？」と読んでいてちょっと迷ってしまったのですね。まさか迷わない人も多いと思うけれども、私は迷ってしまったので、「どっちなんだろう。多分親自身のことについてだろうと思うけれども」と考えたんですね。上に「子どもの年齢」とか書いてあるからちょっと迷ってしまいました。これは何か説明が要らないのかなということを感じてしまったのです。例えば「保護者ご自身の健康について」とか、そう書いていただけると。

会長

これは、保護者ご自身ではなくて子供の健康についてということですよ。

委員

そうですね。保護者は子供のことを願っているわけですね。

会長

子供の健康状態がいろいろ変わっていく中で。

委員

そうですね。でも、前のところはずっと「本人の願い」とかなので、では、お子様自身も願いを持って、親は親で別の願いを持つのかなと思ったのですけれども、そんなことはなくて、お子様に対する願いですね。

会長

そうですね。そういう趣旨で、一応これはつくりました。

委員

私は、親とってしまっていたので。

それから、その上から「健康について」から順番に読んでいくと、「通院について」とありますね。それから、その下に「入院について」とありますね。「入院について」は、付き添い、費用、入院先、その他で何の問題もないのですけれども、上の通院についてだと、付き添い、費用、「入院先」とあるのね。これは「通院先」の間違いか、もしくは通院からさらに入院する場合には入院先なのかなと、ここも迷いましたね。

今申し上げた2つのことで、ちょっとわかりにくいのではないかということを感じましたので申し上げました。

以上です。

会長

ありがとうございます。多分、この通院については「通院先」ですね。失礼いたしました。

いろいろやっていく中で、多分いろいろな疑問点がまたほかにも出てくるかと思えますので、その辺は、説明会を通して丁寧に説明すると同時に、やはりそういったご質問に関してはストックして行って、きちんとした別な説明書みたいなものに後々まとめられたらいいかなとは思っています。

委員

今のところのJ - 4で「保護者の願い」で、ぱっと見てそういう勘違いというか間違いがあるのかなというところであれば、例えば、「保護者の子どもへの願い」とか、そういう子供さんのことですよという何かが入っていれば、それだけでちょっと変わるかなというのが1点。

もう1点は、質問というよりは、その次のページの追加のK - 2の家系図のところ

で、ちょっと私も勉強不足なのですがけれども、父方のおじさんと母方のおじさんでは漢字が違うと思うのですね。どちらかが「伯」に。

会長

自分の親よりも年上だと「伯」で、親よりも年下だと「叔」です。だから、父方、母方は、たしか関係なかったと思います。

委員

わかりました。

会長

このサンプルは、みんな父、母より年下ということです。

委員

そういうことですね。

会長

はい。なので、私がつくったものは「伯父・伯母」にしました。

委員

これで、お兄さんがいたり、お姉さんがいると、にんべんになるということですね。

会長

はい。うちは私も主人も兄弟の一番下なので、私とか主人の兄弟は全部「伯父・伯母」になるので、そう書きました。

委員

なるほど。であれば、もしかしたら上の人をどこかに入れておいてあげたほうが、書き順として間違いがなくて済むのかなと、私みたいな勉強不足の人がいると。

会長

蛇足なのですがけれども、この家系図は意外と横に広がるんですね。自分の兄弟、主人の兄弟とやると横に広がるので、兄弟を私は縦に書いていったのですね。線をこれから縦に延ばしたみたいなの。横に広げられないので、字を小さくすれば入るでしょうけれども。

ちょっとこの家系図は書きづらいと言えば、書きづらいのはありますけれども、ただ、これがあると、多分、後見人とか権利擁護のときに、弁護士さんであるとか権利

擁護センターの人とかが権利関係を確認するときにすごく楽なはずなんです。3親等から4親等まで全部確認しなければいけないというのがあるので。だから、きちんと書けるように、これはちょっと工夫が必要だなとは、自分でつくって思いました。ほかに何かよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長

よろしいですか。

それでは、ツールに関してはこれが最終報告ということで終わらせて、今の修正点は今後また加えていくことになるかと思えますけれども、専門部会としての活動はこれにて終了ということになりますので、ツール検討部会の皆様、本当にありがとうございました。

(3) 相談支援部会からの中間報告

会長

それでは、報告事項の3番目です。相談支援部会からの中間報告です。よろしくお願いいたします。

委員

それでは、相談支援部会から中間報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

検討内容といたしましては、サービス等利用計画の対象者が、平成24年度からすべての障害者サービス利用者及び地域相談支援に拡大されたことに伴いまして、障害者の相談支援の仕組みは大きく転換期を迎えています。相談支援部会では、今年度はサービス等利用計画策定の課題と解決策、計画策定のために何が必要かを協議してまいりました。

1月末現在の府中市での現状についてですが、サービス等利用計画対象者は1,816人の方々がいらっしゃいます。サービス等利用計画を既に作成済みの方は139人です。平成26年度中に対象者全員の方に計画を策定することが難しい状況にあるというのが明らかになっております。

また、市内で計画を策定する指定特定相談支援事業所は5事業所、指定障害児相談支援事業所は2事業所、そして、相談支援専門員の数は12人となっています。これを単純に計算いたしますと、1人の相談支援専門員が持つケースが151.3人と、ちょっと考えられないようなところでございます。

介護保険のほうはケアマネジャーが1人何十人だったか20人かちょっとはっきりわからないのですが、国のほうで持つ数というものが決められています。もし30名という数でいけば、相談支援専門員の数は60名必要というようなものが現状になっております。

次のページになりますが、その現状を踏まえまして会議を進めてまいりました。

1回目、2回目が終わった時点で前回の中間報告のほうはさせていただいておりますが、それぞれ相談支援事業所の職員もおりますし、そこに通うような作業所の方々、それから学校の先生等と、いろいろな職場や役職で働かれている委員さんから、それぞれいろいろな意見が出されました。問題、課題、そして、私たちではちょっと解決ができないのではないかと、これはやはり行政が動いてくれないとというような、それぞれいろいろな感じている課題というものが出されました。

そういった中で、少し整理をしようということで、第3回目、第4回目につきましては、出された課題を事業所の課題、それから解決策、そして行政の課題・解決策、それから利用者の課題・解決策ということで少し整理をしてこちらのほうに示させていただいております。

次に行きますが、事業所の課題と解決策ということで、先ほどから申し上げているとおり、事業所としては相談支援専門員の数が少ない。それに対しては、やはり相談支援事業所を増やしていかないといけないのと、伴いまして、相談支援専門員の数を増やしてほしい。そして、報酬単価が見合わないために相談支援事業所がふえない。やはり、人1人を雇うまでの報酬が得られないために、なかなか手を上げるような事業所が増えていないという現状になっています。こちらあたりは、やはり市が国、都に対して報酬の見直しとか補助金等の交付を働きかけていただきたい。市としても補助金を支給する等の対応をするというようなことが、意見として出されておりました。

また、事務量が多いというのが非常にやはり皆さんの口から出ております。1人の方に対してアセスメントをとって、計画案、そして、それが通れば計画、そうするとすぐにモニタリングということで、大量の事務量というか文書が必要になってくるというのも非常に負担になります。ですので、1人、2人ということで利用者の方が増えていきますと3倍、4倍というような形で事務量が多くなっていくということも挙げられております。そのあたりも簡素化できるところを市とともに整理して、各事業所のほうへ市から周知していただきたいというような解決策のご意見が出ております。

また、次の行政の課題・解決策につきましては、市の障害者福祉課の すみません、ここに「担当」部署と書くところが「担」としか書いていないので「当」を入れていただきたいのですが、担当部署が分かれているために統一した意見が求められない。また、ケースワーカーによって経験の差が激しいということで、こちら、精神の関係につきましては保健師さんとプラザのほうでやりとりをしているので、結構綿密にいろいろとやりとりができていたりとか、この辺は割愛してやっていきたいと思いますというようなやり方があるようですが、知的・身体の方につきましては、ケースワーカーさんの数が多いですし、その担当地区のワーカーさんによっても、伺ったところではやり方が違っていたりということもございました。そんなことで課題として上げてあります。

担当係または専任の担当者を置くということで、このサービス等利用計画について

の専任の担当者を置いていただきたいと。そして、障害者福祉課に専門職を配置する等、専門的な体制の整備をしていただきたいというような解決策の意見が出ております。

また、平成27年3月末までに対象者全員のサービス等利用計画を立てなくてはならないが、府中市としての方向が決まっていないというのが課題になっています。実際にこの数、先ほどお示した数ですので、残りこの1年、13カ月ぐらいですかできるのかどうなのか、その辺についてどういうふうに持っていきたいのかというあたりが、私たち委員のほうには見えていないというご意見です。

それに対しては、市としての方向性を周知してもらい、担当係または専任の担当職員を配置することで、連絡会の開催ですとかサービス等利用計画の内容のチェックなどということ、数をこなしていただくだけではなくて、その辺をスムーズに持っていけるような形で整理をしていただきたいというような解決策のご意見が出ておりました。

あとは、障害の種別、先ほども言いましたように、精神・知的・身体により計画の実施方法が異なるというような意見も出ております。こちらは先ほどと同様で、そこらあたりで連携調整を図っていただきたいというような意見が出ております。

また、事業者と当事者への広報が不足しているということで、少し始めているようなのですが、学校等へ出向きまして、保護者向けに説明会を実施すると、それから、わかりやすいパンフレット等を作成して配布していただきたい。事業所が増えるように、また計画への協力が得やすくなるよう、市内法人等に働きかけていただきたいというようなご意見が出ております。

最後のページになります。利用者の課題ということで、計画をつくってもメリットがない。利用者の手間がとてかかる。保護者の方にとってもそうなのですけれども、そういった意見も出ております。

そして、計画を作成する際に希望するサービスが使えない。事業所及びヘルパー不足が解決できるよう働きかけるといふ解決策の意見が出ておりますが、非常に時間帯が、例えば入浴をしたいというときには、その時間帯に集中するので、早い者勝ちというような状況になってきます。ですので、使いたいサービスが少ないというところではあります。

あと、希望するサービス自体が少なく利用できないということで、ショートステイとか放課後デイ等が、府中市は特に放課後デイの数が少なく、今でも待ちの状態、計画を立てれば、その相談支援事業所が一緒になって言ってくれて優先して入れてくれるのではないかとというようなお考えのお母様も多いようです。また、このところ、若いお母様方は共働きで生計を立てていらっしゃるご家庭も多いようで、障害者がいるからお母さんが仕事をしないで家にいるというような時代ではなくなっているという部分でも、やはり保育所が不足しているのと同様で、放課後デイのほうも早急に増やしていく必要があるというところではあります。

また、計画相談で見つかった課題をフィードバックして協議できる場をつくるとい

うことで、相談支援計画を立てている事業所の連絡会等を設置していただいて、また、簡素化するところとか事務的なことでの変更だとかというものもその場で周知していただいて、また、私たちが上げた計画に対して、こういうところをもうちょっと勉強してほしいとか、何かあれば研修を行ってというような、トータル的に担当をきちんと障害者福祉課の中に置いてやっていっていただけると、より一層いい計画ができるのではないかとこのところでまとまっております。

中間報告でした。

会長

ありがとうございました。

この資料については本日の議場配付ということですので、特にツール検討部会の方は今日初めてご覧になったので、ご不明な点もあるかと思しますので、まず初めに、ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

私はツール検討部会にいたものですから、なかなかこの相談支援のほうの課題がよくわからないところがありまして、わからないことが非常に多いのですけれども、その中で非常に気になったのが1点あります。

それは、2の行政の課題・解決策の のところにある「市としての方向が定まっていな」というところなのですけれども、ここは、解決策のところ「計画策定の優先順位など」とか例示はあるのですが、いわゆるあと1年間でとにかく約2,000人以上をこなしていかなければいけない。今、お話を聞いていると、それが非常に難しい、正直言って無理なのではないかと恐らく事業所の方々は思いなのかなと。それに対して市の方向性が定まっていないと、ちょっとかみ合っていないような感じがするので、端的に言えば、市としてはどういう状況なのかというふうに部会でお話しされているのかというのを教えていただきたいと思いました。

委員

これは、多分市のほうから返答いただかないといけない問題なので。

会長

その前に私のほうから1つ質問させてください。

今の行政のところの で「計画の実施方法が異なる」というところは課題であると指摘されているのですが、この実施方法が異なるというのは、相談のスタンスが違うのか進め方が違うのか、それとも障害の特性によって計画を立てる立て方が違うのか、その辺の具体的なものがわからないので、ちょっと教えていただいてもいいですか。

委員

すみません、この に関してですけれども、やっていることは同じなのですが、例えば、さっき事務が多いとか、それからあと、行政とのやりとりのところで、このところははしょってこういうふうにしてということで、進めていく段階を1つ飛ばしたりとか、そういうものを精神のほうが先駆的にやっていたので、やっていく中で、これは割愛できるねとか、ここはこうして出せば一手間省けるねというような、何も手を入れるわけではなくて、合理的に進めているようなところがあったんですね。

実際に知的・身体の方でやってみれば、もうそのとおりに行かないとだめというところで、どうもやはりこの中で話していると、そのところで統一、もう府中市としては、精神であろうがどんな障害であろうが、このやり方でいけば滞りなくやっていけるところに統一されていなかったの、そこらあたりも同じようにしていただきたいなど。

例えば精神の障害を持たれていて、肢体不自由の身体の方も持っているという場合に、身体の方のケースワーカーさんがかかると、そこでまた言っているところの差が出てきてしまったりというようなこともあって困ったというような意見もありまして、こういったことの課題ということにいたしました。

会長

そういう対応の仕方も含めて「府中市としての方向が定まっていない」という文章に多分つながっているだろうと思います。

解決策の中に、市が主体となって連絡会を開催とか協議する場を設置とか、専任の担当職員を配置とか、市でそういったものを専任として取りまとめるところが欲しいというのが、この中間報告の中に切実にあらわれておりますので、この辺のことをまず初めに、府中市としては、障害者福祉課としてはどのように捉えて、どう解決していこうと思っているのかということ、まずこの場で一度確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

初めに、相談支援部会の部会長以下、サービス等利用計画の現状、課題、解決策ということでまとめていただきましてありがとうございます。この現状と課題、解決策を上げていただいたことに対しましては、私のほうから何の異論もありませんので、あとは現状をどう捉えて市が進めていくかということを含めてちょっとお話しさせていたきたいと思います。

最初に、厚生労働省の障害保健部というところから発せられた文書が手元にありまして、ある福祉新聞にも出たのですが、ちょっと読ませていただきます。「2013年8月時点で全国の計画作成率は国が掲げる目標値のわずか3割程度。担当者は事業の必要性を十分理解していない自治体や具体的な実施方法もわからず戸惑っている自

治体があると分析。事業の趣旨や内容をしっかり理解し、体制整備を急いでもらう必要がある。そして、自治体向けの研修会などで積極的な対応を呼びかけてほしいのだ。この担当者は、特に計画をつくる専門家の確保や専門家の拠点となる相談支援事業所のバックアップ体制が重要。取り組みが先行している地域の具体例を示しながら理解を促したいと述べ、自治体の取り組みのてこ入れをする考えと強調した」というところです。まず、現状、部会長にやっていただいたとおり、1,816人いる中で、1月末現在で139人という、26市の状況も大体同じぐらいのところ、ちょっとうちよりも先行しているのかなというところがありました。

前回の自立支援検討協議会の際にもこのあたりの話が出まして、府中市としては、てこ入れをして数を増やしていく方針ということは私も話させていただきました。その中で、会長以下、やみくもに増やして、悪かろう、安かろうじゃないですけども、そういったところはやめてくれとか、そういう話が出たのを私は記憶しているのですが、一応、相談支援部会の中で計画に必要なサービス量を結局市でまとめる、その際の注意点なども話し合っていたらというような話が多分出たかと私は記憶しているのですが、そういった中で、こういった課題であるとか解決策を見出していただけなのだろうなと理解しております。

これも先月、1月に多摩地域の自立支援検討協議会の催し物がありまして、ある市の方がサービス等利用計画に対して発言していたところが、私も同感したのでちょっと読ませていただきますけれども、目指す方向性を統一してもらいたいというところで、各事業所ごとに計画作成のレベルや方向性にばらつきがあっては困るよというところがまず1点ありまして。あと、我々行政の仕事になると思うのですが、各事業所で困ったこととか、あとは迷ったときにこうしているよとかという連携体制をとって情報の共有化を図っていただきたいということがありましたので、それは我々行政のほうの仕事になるかなということで理解しております。

具体的に、府中市の考え方ということなのですが、私としては、何とか考えているように増やしていきたいというところは異論ありませんので、その中で、優先する人をどのように選び出すとか、あとは各事業所のマンパワーの部分がどうしてもなかなか進んでいないということはありますので、まず、皆さんに先月アンケートをさせていただいて、どの程度できるかというところを今把握して、その分析をしているところです。

あとは、もう1個大きな流れとして、国が全然進んでいない、理解していない自治体があるよということなのですが、当然、ほかでも心配しているように、もう来年3月までで、来年の4月からは計画がないと給付費が出ないということも言っていますので、当然、現状を東京都なり国なりに言っていってもらって、現状できない状態になっているよということをはっきりしてくれということなのですが、これも東京都のほうからいろいろアンケートといたしますか現状の報告書の提出を迫られておまして、3月までの見込みとしてはどのぐらい、平成26年度末ではどのぐらいとい

うようなところも報告させていただいてきましたので、逆に、その報告を受けた段階で、東京都のほうで、これは26市全体進んでいないよということになれば、それは当然国なりに今度は、東京都は全然進んでいませんよという報告が行きます。そうすると、トータルで考えて、多分、厚生労働省の幹部の発言というところが、その時点で1年先延ばしにするのか、あとは予算をつけてワーカーを確保するのか、その辺は期待するしかありませんので、その辺の動向というかそのあたりは、我々が声を高らかにしていかなないとなかなか進まないのかなというところがあります。

そうは言っても、実際そのサービスを受ける方に何か不便があってはいけないということは、私ども会長からも常々言われていますので、現時点においては、当然サービスに何か不具合であるとか差別があるということはもちろんありませんし、私どもとしては、何とか全員にサービス等利用計画が立てられる方向で進んでいきたいと考えていますので、その時期が来年の3月というところは、もう皆さんご存じだと思いますけれども、物理的に無理という状況がありますので、そのあたりは都なり国が、我々市町村の現状を理解していただけるようにしていただくしかないのかなと思っています。

あと、細かいところでありますと、この部会のほうで課題・解決策までいただきましたので、これに沿ったような形で、現在もかなり会議を開いたりして、3障害の差であるとかといったところをまとめているところでございます。

会長

ありがとうございました。一応、ちょっと無理ではないかというような、かなり悲観的なご発言でした。

ただ、その中であっても、平成27年4月以降もきちんと現状受けているサービスについて、それを受けられなくなるようなことはないということは、担当課長からの発言ですので、それを信じたいと思います。

専任の担当者を置くですとか、連絡会を開催する云々につきまして、府中市内の障害者福祉課内での意思疎通レベルの均一化に関しては、今、課内で検討されていることですので、その検討結果を待って、また相談支援部会のほうで、それを受けて、では、どういうふうに進めていくかというような検討をしていただきたいと思います。

あと、利用者の課題のところでも今挙げていただいたのですが、課題の1番に計画のメリットがないとあったのですが、メリット云々ではなくて、これはもうつくることが義務づけられているので、これは別に、私の個人的な意見としては、これは課題ではないと思うんですね。つくらなければいけないともう決められているので、手間がかかろうが、かからないにしても、どちらにしてもやらなければいけないということを、やはり利用者はそれをきちんと自覚する必要があるだろうと私個人的には思います。そういったことをアナウンスすることも多分必要なんでしょう。

その後の希望するサービスが使えないとかサービス自体が少ない云々に関しましては、これは府中に限ったことではなくて、どこも、例えば男性の若いヘルパーがいないとか、夕方の介助者が圧倒的に不足しているとか、ショートステイのベッド数が足りないとか、全国的な課題ではありますが、やはり府中に住んで、それを必要としている人がいるということは事実ですので、これがどこまで府中市のほうで整備できるかわかりませんが、具体的にどういったサービスがどのくらい足りないのかというようなものがサービス利用計画書をつくる上で明らかになれば、その数字であるとか具体的なものを示していただいて、それを私と副会長が、障害者計画推進協議会のほうに行って意見を述べるということになっておりますので、具体的なものを持って計画の中にきちんと反映してもらうように発言していきたいと思います。今後サービス利用計画書をつくる中で出てきた課題については、具体的にどんどん挙げていただきたいと思います。

これから障害者計画と障害福祉計画それぞれ策定の時期に入ってきますので、その中にできるだけ具体的なものを盛り込んで行けるように私自身は努力したいと思います。

せっかく府中療育センターの委員がいらっしゃるんで、センターを利用されている方は、療養介護を利用されているのですが、その方たちのサービス利用計画書というのは作成が進んでいるのかどうか、ちょっと伺いたい。あまりいろいろなサービスを多分使われていないと思うので。

委員

本当に私も不勉強でよくわからないのが実態なのですが、まさに今、障害部のほうから、これから利用計画をどうしていくのかという話を、ちょうど調査の対象になっているところなので、当人がどういう形であるのか、正直わからないので、大変恥ずかしいなということ。

我々のところは、今、会長からお話があったように、基本的には療養介護のみなので、基本的にはサービス、いわゆるサビ管と言われる人間がいますので、そのところで近いものはある程度つくっていますので、恐らく当該事業者と連携していけば、多分かなり、そんな手間暇かけなくても一気につくれるのかなと見通しだけは持っています。

ただ、センターのほうで何人できたという統計数字を実はカウントしていない、カウントしようと、そういった話をした覚えがないということがあるので、そのあたりはどうなるのかと思っているのが率直なところです。

会長

療育センターで事業の指定は受けていない。

委員

受けていないと思います。

会長

ということは、どこかに計画作成を委託するということになるわけですね。

委員

もし府中市さんのほうで、間違っていたらご指摘いただきたいと思うのですが、当院はそういう指定は受けていないのではないかと思います。正しかったでしょうか。受けていないですか。なので、府中市さんとは今回、当然、府中市に籍を持つ入所者の方が一番多いということなので、一番気がかりなことではありますし、そうは言っても、やはり東京都のセンターが幾つも点在して、かなり広範囲な方を受け入れていますので、そういうところとの連携をどうやっていくのかなといったことが非常に不安です。

会長

そういう広域でいろいろな利用者を受け入れていらっしゃるという施設ですので、他市との関係とかもあるので、その辺のご意見も伺えればいいかなと思います。何か動きがあったらまた、相談支援部会のほうに情報を提供いただければ大変ありがたいかなと思います。

ほかに何か、では、ご質問等がありましたら伺いますが。

(発言する者なし)

会長

よろしいでしょうか。市のほうもこれから努力するということですので、お願いしたいと思います。

それでは、報告事項は以上で終わります。

相談支援部会のほうは、まだ、これは中間報告ということでこれからも続いていくということですので、引き続きよろしく願いいたします。

3 協議事項

会長

それでは、協議事項に入ります。

平成26年4月以降の地域自立支援協議会の役割についてということで、先ほどちょっと話があったのですが、ツール検討部会のほうは今回で終わりということもありまして、来年度以降はどういう専門部会を持つかというようなことも含めて運営会議のほうでちょっと検討していただきましたので、まず、その辺の説明をお願いしたいと思います。

委員

すみません、先ほどは多岐にわたりまして、資料4をご覧いただければと思います。

今、会長からお話がありましたように、ツール検討部会が今回で最終報告ということで、部会としてはやるべきことをやって解散というか終わりということでしたので、任期としてはまだ来年度1年間ございますので、新たな部会を設置していったらいいのではないかとということで、少し運営会議のところでは提案をさせていただければと思います。

資料4のこの半分の紙、ここにも書かせていただいていますけれども、1つは、まだ市民というか国民全体だと思えますが、障害がある方に対する理解ですとか、そういったものが不足しているということは大きな課題なのかなということと、1月に国連の障害者権利条約を日本が批准したということで、障害がある方が当たり前の生活を当たり前に送れるように国際的に約束をしたということになっているので、そういった意味でも、市民の方々に障害のある方の理解を促進していただきたいですし、我々は、そういった方たちが理解できるように啓発をしていこう、もっとしていかななくてはいいだろうと思っております。なので、何という部会名にするかは別として、部会の中で、そういった理解を求めたり啓発できるようなリーフレットを作成していただけたらいいかなと思っています。

資料4のほうに幾つか他市がつくっているものをちょっと添付させていただいています。このとおりということではないのですが、誰もが読んで、こういう障害があるのか、こういう障害についてはこういう対応をしてあげたらいいのだと、本当にある種、「障害って何だろう？」というところからのリーフレットをつくって啓発できたらということと、そういうリーフレットの中に、今、東京都が取り組んでいるヘルプカードの普及のことだったり、先ほど最終報告があったツールの最終段階のことを入れ込んだりとか、あとは、障害者の虐待防止法も施行されていますので、そういった、市民の方が見たら、こういうことを通報したらいいんですよとか、こういうところに相談したらいいんですよというものを、障害の理解から、どういうところに話したらいいんですよ、こういうものもありますよというのを入れ込んだ一つのパンフレットというかリーフレットというか、そういうものがあると、もっともっと市民に配布して啓発につながるのではないかと思いますので、運営会議としては、そういったものを今度できる新たな部会のところでつくっていただくようにしたらいいかなと思って、提案させていただきます。

以上です。

会長

ありがとうございました。

まず初めに、今の説明について何かご質問があれば伺いたいと思います。

一応専門部会は今、府中市の協議会では2つ設けて、1つは相談支援部会、それは来年度も継続しますということが決まっています。ツール検討部会につきましては、先日の協議で終わりましたので、今後どうするかということで、皆さんにはどこかの専門部会に入ってくださいねということでお願いしている中で、来年度はどうしましょうかというのがある中で、運営会議のほうから、障害者であったり障害に対する理解、障害そのものですね、理解啓発をする必要があるのではないかとということで、その辺を次の部会で検討してもらえないかというようなお話でした。

では、ご質問がなければ、ご意見、特にツール検討部会の方が今後どうするのか。相談支援部会の方はこのまま継続ということによろしいですねということをも確認させていただきますが、よろしいですかね。

それでは、ツール検討部会に参加されていた方々は、4月以降、新しい専門部会に加わるということによろしいでしょうか。それをまず確認したいと思います。嫌ともなかなか言いづらいものがあります。

ご承認いただけただけということで解釈させていただきますけれども、今ご提案いただいたのは、そういった障害者並びに障害に対する理解啓発をする。具体的に今挙がっているのは、例えばヘルプカード普及促進であるとか、虐待防止法に関する普及活動であるとかということをご提案いただいていますけれども、そういったことにとらわれなくても、障害に対する理解啓発活動について1年間検討するということによろしいでしょうか。それとも、もうちょっとこういったことについて話したほうがいいのではないかとというようなご提案があれば伺いたいと思いますが。

委員

方向性としてはそれでいいのですけれども、障害者の差別解消法ができましたね。施行が2年後からですよ。あれは、今から準備をしていくということですが、あれなんかを市民に徹底して行って、そもそもそういう差別は許されないことなのだと2年間かけてしっかり浸透させていかなければいけないと思うのです。

JDFという全国組織があって、そこからパンフレットが来まして、A5判、これの半分ですけども、ずっと読むと読みやすい。全部で16ページかな、そんなに難しくなく、大きな字で書いてある。ああいったものを参考にしながらみんなに知らせていく方法を考えなければいけないと思っています。それを検討していただければ私もうれしいのですけれども。

以上です。

会長

今、お話が出ましたように、差別解消法ということで、いろいろなところに「合理的配慮が求められる」というような文言が入っておりますけれども、行政機関に関しましては義務であるし、民間に関しては努力義務なのですが、合理的配慮って一体何

なのかというのが、一般の方はなかなか 一般というか、自分も含めてなかなか合理的配慮、何が合理的で何が合理的じゃないのかというのがわかりにくいので、そういったことの具体的な例を示すというのも1つでしょうし、そういったこともしながら、みんなが住みよいまちにするためにどうしたらいいかというのを理解啓発の中で目指していくということによろしいですかね。

委員

追加でもう少し説明させていただけますでしょうか。

一緒に働いたり、一緒に学校で学ぶということが、何よりもよく理解できることになるんですね。統合失調症って何だろうということは、職場に行って、統合失調症の方がいらっしゃって一緒に働いていると、本当によくわかりますでしょう。それを言葉で幾ら言ったって、無関心とか嫌いだというのが先に立ってしまっただけなのではないですかね。

でも、自分が暮らしている横にいと、趣味の教室でも何でもいい、生涯学習センターなんかに行ってみんな趣味を楽しんでいますよね。そういうところに障害の方も自由に出入りするようになれば、いろいろな方と知り合いになれて、社会参加も進むし、市民の方も理解が深まっていくということで、文書による啓発よりも、言葉によるという啓発よりも、実際に参加してもらおうということが結構大事なので、例えば就労に関しては、今、精神身障の方、発達障害の方もどんどん就労できるようになって、この方向をどんどん進めていったり、府中市内でもやらなければいけないと思いますが、実際に市民と触れ合う機会をどうやってつくっていくかということは、非常に大切なことだと思うんですよ。

以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、理解啓発を進める上での方策を考えるということで、ちょっと部会の名称はどういうふうに言ったらいいですかね。

このパンフレットで見ると、例えば、前橋市は、作成が「地域生活支援部会」になっていますけれども。理解啓発部会。その名もずばり「理解啓発部会」にするとか、どういう名称にしたらしっくり来るのか。この人たちだけではなく、説明するときにはわかりやすいほうが、多分、あと、この議事録って公開されるので、これにかかわっていない方も見たときに、ああ、そういうことやるんだなということは、やはりわかるような名称のほうがいいと思うのですけれども、どういう名称がよろしいか。

大和郡山市は「権利擁護部会」になっていますけれども、何かご提案があれば伺いたいと思います。

(発言する者なし)

会長

今、なかなか出てこないですね。そうしたら、多分この後、部会が集まって日程調整をされると思うので、その中でちょっと絞っていただきたいと。新たにまた部会長を決めないといけませんので、その中でちょっと名称も絞っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員

名前じゃないですけども、いいですか。

障害の啓発をここの専門部会のテーマにするのはいいと思うんですけども、ほかに何というものは特にないので。ただ、非常にまた大きな問題で、これをここの会で検討して、こんな方法で周囲に周知したらいいのではないかみたいな方策を、また市に提案するような形になるじゃないですか。でも、それが実際、その方策を市が、市の中で具体的に実現できるようなものができるのかなというのが、あまりにも問題が大きくて、実効性が非常に不安で、これを一体どのぐらいの期間でやろうと思っているのかというのが1つ聞きたいのと、あと、全然関係ないですけども、もうちょっと具体的に、府中市のほうにいろいろな障害を持った方とかから相談なり苦情なりを窓口で受けていると思うんですけども、具体的にどんな市民からの苦情等があるのかを、この会で具体的には例として出せないのかどうなのかということを知りたいです。

それで、具体的にそういうものが出てくれば、その中から特にこういうものというものが限定できれば、それがその部会のテーマとかになっていくのではないかと考えているのですが、ちょっとしばらくこの会に出ているのだけれども、どうも抽象的な部分が多くて、細かい部分から考えていくということができればいいのではないかと考えたんですけども、それはちょっと可能かどうかは僕はわからないですね。

会長

何という名称になるかわかりませんが、実際の進め方としては、権利擁護にしる理解啓発にしる、今、府中市内で具体的にどこでどういう問題が起きているのかということを確認するところからだと思うのです。すると、ここにこういう問題があるのだったら、それを解決するためにはどうしたらいいのだろうか。一度に全部を解決しようと思っても絶対できないので、まず、できるところからやったらいいと思うんです。

この自立支援協議会自体は任期があと1年なので、実際に専門部会をつくっても、検討するのは1年間、実質8カ月、9カ月、長くて10カ月というところの中で一定の結論を出すためには、何が問題、どこに問題があって、その問題点はどういうふう整理されるのかということを確認して、それを解決するための方向はどこのか、どっちなのかということを示せばいいのかなと考えているんです。私自身、今、

個人的には。全体の理想像があって、それに向かってみんなで行きましょうというのと、そこに出てくる対策というのは物すごく抽象的なものになってしまうと思うので、そうではなくて、現時点で、今どこで、どういう人が、どういうふうに困っているというのをまず確認して、それを解消するために何をしたらいいかということを考えてらいいのかなとは思っているのですね。

例えば、その精神の方が一般就労をするときに、どういうところに行くと、部会の中にハローワークの方がいらっしゃるので、実際どういうところで今つまずいてるとか、保健所にどういう相談が来ているとかと、そういうことを挙げてもらうことによって、抱えている課題というのが明らかになるのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

委員

それは、やり方としては今言ったような形でやっていくのがいいと思うのですが、実際、苦情というか、どんな相談が来ているかということ自体は、市のほうから箇条書きみたいな形でも構わないけれども、挙げることは可能なんですね。

会長

それは市のほうに伺いましょうか。今、苦情というか、虐待関係の申し出とか苦情とか何か。

委員

何でもいいのですけれども。

会長

何か相談とか来ているものが、具体的なものが提示できるかどうかということですね。

事務局

第6次の総合計画の中で、当然障害者の施策の大きな柱の一つとして相談支援体制の充実というものがありますので、その相談事務所でも同じような課題が投げかけられていると思うんですね。市にも苦情なり問題点を投げかけられて、相談所のほうにも来ているというところで、トータルして障害者の方の困っていることを、我々ができること、できないことで相談を受けていますので、そうですね、細かいところまで、ちょっとやはり個別の案件という形になろうかと思いますが、あとは、例えばここで、福祉計画の中で大規模なアンケート調査を実施しておりますので、その辺のところの要望を各自皆さん見ていただければ、どんなところが今、市民の方の問題点である、苦情であるということになろうかと思うんです。

いずれアンケート結果については公表されますので、その辺を我々もちょっと意識して、障害者の方の意見の一つとして捉えています。

あとは、皆さん方、実際に利用者の方から日々受けているようなことを市のほうに言っただけならば、現時点では、そこで集約をするというような流れにはなっているかと思います。

会長

情報開示はやっていく。

事務局

はい。

委員

今の話もそうなのですが、実際に今、あけぼのとかにも相談に行ったりいろいろあると思うのですが、その中で、一つの例ですけれども、こういうところに通いたい、市内の中でこういうところに通いたいという人が、結局探せなくてどこにも行き場がないとか、では、入浴サービスを受けたいのだけれどもと言って、結局それが実現できていないことがどれだけあるのかとか、そういうのってなかなか事業所で、僕なんかは、作業者スクラムとかで、障害を持った人が入りたいとか言って、そういう話はするけれども、具体的にそういう、本当に行き場がなくて行けなかったとか、こういうことがやりたくてできなかったという人の声というか、そういうものをあまり直接は来ないので、そういうものがどのぐらいなのかを知りたいというのが一番なのですけれども。

会長

今のお話のような、例えばサービスを使いたいんだけど、結局使えるサービスがないとかということは、多分、相談支援事業所の連絡会の中で出てきているのかなとは。前の前の自立支援協議会、それでは、困難事例という名のもとに挙げられたりとかもしていましたけれども。

委員

いなかったの。

会長

そのときは違う方ですか。多分、その辺の……。

委員

そういうものを出してもらおうと、すごい、もうちょっとこの……。

会長

今、困難事例と扱っているものはどのくらいあるのか私はちょっと知らないのですが、個人情報に触れない範囲での情報提供を、例えば相談支援事業所の連絡会の中で出てきたものの情報提供をお願いすることは可能だろうとは思いますが。

委員

ぜひそういうものを出していただければ、皆さんわかっていいと思うので。

会長

それでよろしいでしょうか。

委員

すみません、話がかなり広がっていて、皆様がおっしゃりたいことと、私が提案した次の部会の話が若干あれなので、まず、ちょっと部会の提案の中のことを言わせていただくと、運営会議で話したのは、任期が残り1年しかない中で何ができる、やってもらえるかというところで、案として、権利擁護とか、例えば2つの障害の子たちの部会とかとは考えたのですけれども、どうしても権利擁護とかそういったものになると本当に範疇が広がって、昨年度の防災とかの構成部会も範疇が広がって、どういうテーマ、テーマ性を絞っていかないとなかなか任期中には終わらないだろうと。

なので、この残り1年間でやっていただくところでは、こういった障害の啓発のためのリーフレットをつくってほしいというのがメインです。なので、こういう資料を添付させてもらったものをつくる中に、虐待防止法もあるんだよとか、差別解消法が今度できるんだよとか、そういったところを形として残せないかという意味合いでご提案をさせていただいております。

困難事例というところでは、何をもって困難事例にするのかで全然変わってくるのですね。うちが困っていることを困難事例にするのか、本人は困っていないけれども、うちは困っているよというケースがあるわけです。本当にいろいろなケースがあって、そういった情報提供というか、皆さんにお示しすることは幾つか可能だとは思いますが、けれども、対利用者と対相談者の中での困難か困難じゃないかが、やはりそれぞれ全然違うし、ノウハウも違うので、どういう範疇のものを皆さん知りたいのかというのがある程度ないと、要所を絞って皆さんに提示するというのも難しいのかなとは思っているのです。

それを提示して、この自立支援協議会として、では、来年度とか新しい任期になっていったときに、こういうケースがありますよという報告だけで終わらせるのか、ま

た新たな部会をつくって、そういう課題があったものに対してどうしていこうかというのが、先がないとケースの事例を出すというのは、個人情報というか、個人が伏せていたとしても、なかなかこういう公の場でいろいろなケースのものを出すというのは、何かしらその先がないと出しにくいのかなとも思いますし、その辺は、出してほしいと言われれば出す準備はできますけれども、ある程度その辺の先々が、話が、出した後をどうするかみたいなものがないと難しいのかなとは思っています。

委員

すみません、運営会議のほうで提案をさせていただきリーフレットみたいなものをつくってほしいというような意見が出た中では、社会福祉協議会のほうで、福祉リーダー研修とか、地域の方を対象にいろいろなところに私たちも出向いていってお話を伺うと、「うちの近所には障害者なんていないよ」とか「障害者って車椅子に乗っているだけでしょう」とか、福祉に興味があるからリーダー研修に出てきているような方々から、比較的年配の方からそういった意見が平気で出てきているんですね。

私たちは、地域生活を安定して、楽しく府中で生活してもらって、頑張ってお仕事したり、頑張りとお仕事してきたり、お家に帰ってきてほっとできて、それで、そこにやはりいろいろな必要なサービスがあるからということで、もう本当に私たちは利用者本位の計画を立ててやっていますけれども、やはり安心して住める、地域の方々にみんなを理解してもらって、それは障害者だからわかれよとかというのではなくて、お互いが思いやる、そういったことで、あとは、お互いに障害を持たれていても、聾唖の方のことはよくわからなかったりとかあると思うんです。なので、そういったノーマライゼーションではないですけれども、何か、私たちは障害者の方たちのために一生懸命仕事をしていますけれども、地域の方に障害者の方たちを本当に理解いただくことも私たちの仕事だなというのをすごく痛感しているんですね。

それで、あと1年しかないというところでは、ちゅうファイルがすごいものができて、これは、当事者やご家族のためにすごくいいツールだし、これがあると、今度、計画相談をつくる時も、説明のときもとても役になると私たちは思っています。利用者のためにつくったこういうツールがあって、今度は市民に啓蒙・啓発していくようなツールをつくっていただいて、少しでも壁とか溝とか、そういったものを取り払えるような努力を発信してもらいたいというのが、実際に現場でやっている私たちからの意見で、提案をさせていただいています。

こういったもので、わかりやすくイラストがあったり、ちょっとアニメみたいな感じでもいいですが、小さいお子さんや小学校にも配布してもらって、これをひとつきっかけに理解を深めてもらえるようなものが欲しいといった提案です。

会長

私の理解も大分違っておりましたね。すみませんでした。今のお2人の説明を聞いて

て、多分皆さんも大分理解が進んだと。すみませんでした。

そうすることでツール部会を継続するというような提案だったわけですよね。別なツールということですよね。なので、改めて、今のお2人の運営会議からの提案ということを受けて、後半の旧ツール検討部会のメンバーは検討していくということによってよろしいでしょうか。

(「いいと思います」の声あり)

会長

よろしいですか。そうしたら、それも含めて名称はチームで考えさせていただきたいと思います。

それから、この資料4の半分のところの黒い丸が3つあるものを全部くくってリーフレット作成という理解ですよね。はい、すみませんでした。

では、旧ツール検討部会に所属されていらっしゃった方は、4月以降、3月以降ですか、新しい啓発するためのツールを検討するというところの部会を継続していただくということで、ご協力をよろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと私のほうで不手際がありまして失礼いたしました。

それでは、協議事項につきましては以上になります。

4 その他

会長

その他というところで、事務局のほうから何かあれば伺いたいと思います。

事務局

それでは、事務局から連絡事項をお伝えします。ヘルプカード普及促進事業についてご報告いたします。

ヘルプカードの書式と案内リーフレットが、平成25年12月16日より府中市ホームページからダウンロードできるようになっております。

また、一般周知用ポスターとチラシの作成を今進めておりまして、今年度中に完成予定です。来年度より自治会やちゅうバス、市内鉄道各駅などにポスター掲示とチラシ配布のお願いに回る予定でおりますので、ご承知おきください。

また、第5ブロックにおける地域自立支援協議会交流会ですが、平成26年度は府中市が開催市となっております。今年の11月か12月に開催したいと考えておりますので、詳細が決まり次第、委員の皆様にもお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日机上に用意いたしました「平成25年度版 東京都内の地域自立支援協議会の動向」については、参考にお持ち帰りいただきたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。

今の説明にありました第5ブロックというのは、自立支援協議会を各市区町村で立ち上げているのですが、調布、三鷹、狛江、小金井、府中で第5ブロックを形成しておりまして、昨年12月に交流会をいたしました。それで、担当市が持ち回りになっておりまして、今年度は狛江市だったのですが、来年度は、市制60周年という節目の年に何と府中市で開催することが決まっております、その際には、近いですので、委員の皆様にもご出席をいただければと思っています。よろしく願いいたします。

あと、委員の皆様から何かあれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、日程の。

事務局

事務局から次回日程についてご案内いたします。

参考に今月以降の「会議室予約状況」をお渡しいたしましたので、引き続き部会開催の調整をお願いいたします。

今回の全体会は、行政機関から選出されている委員におかれましては人事異動の可能性もあるかと思われます。そのため、4月はメンバー調整の月とさせていただき、5月1日木曜日の開催を全体会の予定としております。調整し、正式に日程が決まり次第、早めにお知らせするようにいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございました。

一応全体会は5月1日開催の予定ということで承知してよろしいですね。はい。そういうことで、ご予定ください。

それでは、全体会につきましてはこれで終了いたしますが、この後の専門部会の日程調整がありますので、各部会に分かれて今後の日程調整をしていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

了